

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月29日
【会社名】	シコー株式会社
【英訳名】	SHICOH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白木 学
【本店の所在の場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当）田中 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当）田中 彰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 539,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	シコー株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金539,000,000円
各社債の金額(円)	金11,000,000円
発行価額の総額(円)	金539,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき100円。 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率2.875%(6ヶ月毎の後払い)
利払日	毎年10月18日及び4月18日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成24年4月18日を第1回目の利息を支払うべき日(以下、本社債の利息が支払われるべき日を「利息支払期日」という。)としてその日までの分を支払い、その後毎年10月18日及び4月18日に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 第1回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。</p> <p>(6) 第1回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 シコー株式会社 財務部</p>
償還期限	平成25年10月18日
償還の方法	<p>1. 償還金額 本社債は、平成25年10月18日(以下「償還期日」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、以下の事由が発生した場合は、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。 当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 当社が事業経営に不可欠かつ本社債の発行時点における帳簿価額が総額10億円以上の重要資産(子会社株式を含むがこれに限られない。)の譲渡、処分、現物出資または、事業経営に不可欠な重要子会社(本社債の発行時点における株式の帳簿価額が10億円以上の会社に限定する。)に対する持分比率が3分の2未満となるような持分比率の減少につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当該譲渡、処分、現物出資または持分比率の減少の日の2週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行うことにより、当該譲渡、処分、現物出資または持分比率の減少の日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 上場廃止等による繰上償還 その他、当社が本新株予約権付社債の発行日において上場している東京証券取引所マザーズにおける上場を廃止し(疑義を避けるために付言すると、東京証券取引所市場第一部等へ上場市場の変更がされる場合は含まない)、3営業日以内に再上場がなされない場合に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p>

	<p>(3) 当社は、平成24年1月19日以降本社債権者に対し繰上償還日に先立つ1か月以上前に事前通知することにより、本新株予約権付社債を額面100円に対し金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げるものとする。</p> <p>(5) 当社は、平成24年1月19日以降、本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた新株予約権付社債については消却するものとし、この場合において当該本新株予約権は行使できなくなるにより消滅する。本社債または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 シコー株式会社 財務部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により全額をオリックス株式会社に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成23年10月18日
申込取扱場所	シコー株式会社 社長室 神奈川県大和市中中央林間西三丁目9番6号
払込期日	平成23年10月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。

(注) 1. 本書にかかる新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債をそれぞれ「本新株予約権」および「本社債」という。

2. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社が「償還の方法」、「利息支払の方法」の規定に違背したとき、
- (2) 当社が、別記（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」3. 「転換価額の調整」もしくは別記（新株予約権付社債に関する事項）注3. 「株式の交付方法」または「財務上の特約（担保提供制限）」に定める規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき、
- (3) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき、
- (4) 当社が本社債以外の金銭債務について期限の利益を喪失し、あるいは期限が到来してもその弁済、支払いをすることができないとき、または当社以外の債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額が1億円を超えない場合、この限りではない、
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき、
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、

## 4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 5. 取得格付

格付は取得していない。

## 6. 元利金等の支払

本新株予約権付社債に係る元利金および別記（新株予約権付社債に関する事項）「新株予約権の行使時の払込金額」「1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」および同「3. 転換価額の調整」に定める償還または返還される金額は、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って当社により支払われる。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	シコー株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」「2. 転換価額」に記載の転換価額（ただし、「3. 転換価額の調整」によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に「2. 転換価額」に記載の転換価額（ただし、「3. 転換価額の調整」によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、当社は、出資の履行の日に、本社債の償還金として上記差額を償還する。 2. 転換価額 転換価額は、当初53,360円とする。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額をいう。

## 3. 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株あた} \\ \text{りの払込} \\ \text{金額} \\ \text{時価} \end{array}}$$

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(3)号に定義する、以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号に定義する、以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \\ \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された普通株} \\ \text{株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

	<p>(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金539,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄「2. 転換価額」記載の転換価額とする。(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄「3. 転換価額の調整」によって転換価額が調整された場合は調整後転換価額)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号(1)記載の資本金等増加限度額から本号(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成23年10月19日から平成25年10月11日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、以下の場合における行使可能期間は、各記載時までとする。</p> <p>(1) 当社が、「償還の方法」欄(6)に基づき本新株予約権付社債を買入消却する場合は、本新株予約権付社債が消却される時まで</p> <p>(2) 当社が、「償還の方法」欄(2)から同(4)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで</p> <p>(3) 当社が、注4．その他(3)に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時まで</p> <p>なお、以下の期間については行使請求できない。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。以下同じ。）</p> <p>本社債の利息が支払われる日の前営業日</p> <p>その他株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>(1) 新株予約権の行使請求の受付場所 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(2) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(3) 当社は、平成24年1月18日以降本社債権者に対し繰上償還日に先立つ1か月以上前に事前通知することにより、本新株予約権付社債を額面100円に対し金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げるものとする。</p> <p>(5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>(1) 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>(2) 本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を必要とする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に転換価額（ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」3．転換価額の調整によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、当社は、出資の履行の日に、本社債の償還金として上記差額を償還する。</p>

組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
------------------------------	-------------

(注) 1. 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額11,000,000円につき1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所である株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権の行使請求は、三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部を介して株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)または口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (3) 機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。
- (4) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って、当該行使請求に係る本新株予約権者が指定する機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付する。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
- (3) 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。  
当社が「償還の方法」、「利息支払の方法」の規定に違背したとき。  
当社が、(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」3.「転換価額の調整」もしくは(新株予約権付社債に関する事項)注3.「株式の交付方法」または「財務上の特約(担保提供制限)」に定める規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。  
当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。  
当社が本社債以外の金銭債務について期限の利益を喪失し、あるいは期限が到来してもその弁済、支払いをすることができないとき、または当社以外の債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額が1億円を超えない場合、この限りではない。  
当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。  
当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (4) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。
- (5) Oakキャピタル株式会社との間で2010年12月6日に締結した総数引受契約に伴い、同社が新株予約権を保有する間、同社は同一条件で優先的に引き受けられる先買権を有しております。なお、当社が今回オリックス株式会社との間で資金調達を行うことを了承する旨の文書を、当社はOakキャピタル株式会社より入手しております。
- (6) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
539,000,000	10,500,000	528,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、下記のとおりであります。なお、同時発行の新株予約権の発行費用と分離できない公正価値評価費用及び弁護士報酬については2等分した金額を記載しています。

(公正価値評価費用)	2,000,000円
(弁護士報酬)	2,500,000円
(財務代理人費用)	4,000,000円
(その他費用)	2,000,000円



## (2) 【手取金の使途】

当社は主に携帯電話・スマートフォンに搭載される小型モータを開発しており、当社グループの現在の主力製品の一つであるオートフォーカス・リニアモータ・アクチュエータ（スマートフォン及び携帯電話に搭載されるカメラユニットの一部、撮影時に自動で照準を合わせる機能を受け持つ、以下、「AFL」という。）は、スマートフォン及び携帯電話のグローバルな大手メーカーに納入しており、トップクラスのシェアを有しております。

このAFLは、中国の件費の長年にわたる度重なる上昇及び材料のひとつであるネオジム（マグネットの主材料）の価格高騰、更に為替の対ドル相場の円高により収益性が悪化しており、より一層の生産性を向上させ一段の原価低減が必須であります。

現状、省力化・合理化に積極的に取り組んでおり、1ライン当たりの人員数を計画的に減少させることにより、生産性の向上・原価の低減に努めております。その中心になるのが製造工程を見直し、省力化を進めていくことと、製造ラインの自動化投資であります。

自動化投資については昨年の新株予約権によるファイナンス（計画総額1,213,903,680円の内、1,155,529,680円調達済平成23年8月31日現在）による調達資金から3億8千万円を同投資にあてることとしておりましたが、この8月末現在で約1億7千万円（自動化機械の設計要員の件費等も含む）が支出済みでこの10月末までには計画通りに進む予定であります。

この資金により各種の自動化機械のプロトタイプを試作ラインに導入し、歩留まりが良ければそのまま、悪ければ対策を実施し、一定水準以上の歩留まりを実現したのものについては、同機械を複数台製造し最量産機種に導入し、現在複数の部品への接着剤の塗布及び接着工程とケースへの部品の挿入工程の自動化等を実施しております。

今回の調達資金により 前回の調達資金で一部未了であった自動化機械のプロトタイプを試作ラインへの導入を完了させると共に、対策を実施しその歩留まりを改善させ、量産ラインへの導入を拡大し、これからの最量産予定機種を中心に複数の検査工程等を含むまだ自動化の進んでいない工程を自動化し、一部については複数工程を1台の機械で自動化させる段階にまで踏み込むとともに、前回の調達資金を基にしたこれまでの自動化の過程で得たノウハウを、工程が異なる等自動化の進んでいない他の機種への横展開に取り組んでいきます。

実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし安定的に管理してまいります。上記資金使途の内容、金額及び優先度等につきましては、調達時の状況に応じて当社が判断することとなります。なお、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換が進まない場合は、設備投資若しくは償還に要する資金の調達の検討を別途進めてまいります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

具体的な資金使途	金額（千円）	支出予定時期
試験導入用プロトタイプの製造	55,780	平成23年11月～12月
試験導入用プロトタイプの対策・量産導入準備	81,900	平成23年11月～平成24年3月
複数工程の自動化プロトタイプの対策・量産導入準備	24,730	平成23年11月～平成24年3月
単一工程の自動化機械製造（量産ライン導入用）	363,180	平成23年11月～平成24年3月
複数工程の自動化機械製造（量産ライン導入用）	2,910	平成24年1月～平成24年3月
合計	528,500	

具体的な支出予定時期	金額（千円）
平成23年度第4四半期	328,570
平成24年度第1四半期	199,930
合計	528,500

\* 当社はVCM方式でAFLを作成しております。VCM（ボイスコイルモータ）方式はスピーカーの原理を発展的に応用したもので、流れる電流に比例して直進運動を行うリニアモータであります。このVCM方式によるAFLは現在製造中のものは縦8.5mm×横8.5mm×高さ約4.0mm程度と非常に小さく、約10種類の部品から成り立っており、レンズを上下の特殊形状のばねで宙吊りにする構造となっております。現在、上海の当社子会社にて、両眼の顕微鏡を覗きながらひとつひとつ組み立てており、最量産機種については一部の工程を自動化したとはいえ1時間に10個作ることもさえない、非常に微細な加工が求められているものであります。よって、通常の自動化機械以上の精度を必要とし、更に宙吊り構造という製造過程でデリケートな取り扱いが要請されるものであり、強い力で掴むとそれだけで壊れてしまう製品であります。

自動化の比率が上がってくるに従い、上述の通り微細加工とデリケートな取り扱いが要求されることにより市販の自動化機械を導入することは困難になり、市販機械の改造若しくは、一から設計を行って試作するなどによるプロトタイプを試験導入してみても、問題点の有無を確認し必要な対策を施し、フィードバックを繰り返し、初めて量産ラインへの導入が可能になるものであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成23年9月29日開催の取締役会において決議された第三者割当による第8回新株予約権発行（以下、「別件新株予約権」という。）の概要

- (1) 新株予約権の発行数：1,234個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式8,638株（1個当たり7株）
- (3) 発行価額の総額：6,873,380円（新株予約権1個当たり5,570円）
- (4) 割当日：平成23年10月18日
- (5) 払込期日：平成23年10月18日
- (6) 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額：467,797,060円
- (7) 権利行使期間：平成23年10月19日から平成25年10月11日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 割当予定先及び割当方法：オリックス株式会社に対し全新株予約権を第三者割当の方法により割り当てる。

詳細につきましては、同日提出の当該別件新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	オリックス株式会社	
	本店の所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第48期有価証券報告書（平成22年4月1日から平成23年3月31日）	平成23年6月24日提出
第49期第1四半期報告書（平成23年4月1日から平成23年6月30日）		平成23年8月11日提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引等関係	該当事項はありません。	

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

グローバルな携帯電話・スマートフォン市場は年間生産台数10億台以上ともいわれる中で、オートフォーカス機構が搭載されているであろう3メガピクセル以上のカメラの搭載は全体の40%強程度しかありません。つまりコストダウンを進めてより低い価格で供給しても利益の出せる体制の構築を進めてゆけば、更に潜在マーケットはまだまだ大きいものがあり、その市場を創造するために当社には更なるコストダウンの命題が課せられております。

またスマートフォンメーカーも、サプライヤー選定に際して今後のコストダウン余力を生む自動化の進んでいるサプライヤーであるか否かを判断材料としている傾向があり、自動化の進捗度合いの高いサプライヤーに優先的に発注しているような傾向も見られることから、当社としてもこれまで以上に前向きに取り組んでいかなければなりません。

ところでスマートフォンのカメラ機構においても、技術革新により相対的にオートフォーカスだけではない機能が追加された場合、既存のAFL生産設備が陳腐化するリスクがあります。想定される技術革新の中でスマートフォンの手振れ補正機能については、（特に動画撮影においてはソフトウェアによる方式のみでは限界があることから、）メカニカルな光学式手振れ補正機能をもつカメラを搭載したスマートフォンがワールドワイドでここ数年内には登場する可能性があります。それに備えて当社も開発を進めており、当社の採用した方式による同機構は現行のAFL機構の延長線上で開発が進んでおります。

これは現行のAFL機構とほぼ同じスペースがあれば導入できることを意味し、スマートフォンに採用される上での大きな判断基準である省スペース性で競争優位にあります。小型でスリムかつ機能性の高いスマートフォンが売れ筋であることを踏まえると、デザインや機能を制限することが少なく市場の支持を得る上で大きなアドバンテージを持つものと考えております。

加えて、現行のAFL機構の延長線上にあるということは、多くの設備が転用できることから上述の陳腐化リスクも小さくでき、言い換えるとコスト面で競合他社に優位にたつことが予想されます。競合他社の方式は現在のAFLとは別に考えられたものであり、新たな設備を必要とし、そのため必然的に高価な部品となります。よって、普及した場合には最終的には当社の方式がスマートフォンにおける光学式OIS（Optical Image Stabilizer手振れ補正）のスタンダードになりうると考えております。（なお、手振れ補正機構は動画投稿などの際にニーズは強まっているものでもありますが、当社が最初から採用されるかどうかは、現状、不確定であります。また、光学式手振れ補正機能は加速度センサーを必要とするなど必ずコストアップを伴うため必ず普及する保証はありません。）

こういったことが背景にあり、投資した設備が陳腐化するリスクが少ないため、設備投資に二の足を踏むことなく踏み切れるものであります。

平成23年12月期における現在の状況は、スマートフォンメーカー個々の事情により開発の遅れ、生産の遅れ、業績不振による受注のキャンセル等に起因し、現状の生産予定数は生産能力の範囲内におさまる見込みとなっております。また、中国国内においては毎年の人件費の上昇、磁石を製造する際に必要なレアアースのひとつであるネオジムの価格高騰という逆風が吹いております。当社は生産数量の増加を背景に製造方法の簡素化、材料のコストダウンを進めて、逆風をカバーし製造コストの引き下げには一定の成果がでております。昨年から進めております自動化機器の導入についても、製造方法の見直しによるものも含めて一定の成果はあけており、製造コストの削減に貢献しております。

現在の自動化は昨年より最も多く生産している特定の機種にターゲットを絞り、接着剤の塗布も含めた接着工程、部品の挿入工程等を自動化しております。現在は自動化をこれから多く生産する予定の機種を中心に他の機種へも横展開することで、コストダウンをすすめ競争力を強化し、市場の拡大につなげていく予定であります。

このような状況のもとで、コストが下がれば更に継続的に市場を維持拡大できる余地があること、スマートフォンメーカー側が自動化の進んでいる会社に優先的に発注する傾向があること、仮に光学式手振れ補正機構の採用が増えても当社としては既存の生産設備が陳腐化し無駄になるリスクが少ないこと、及び後述する\* 当社の採用するVCM方式がスマートフォン等のオートフォーカス機構として今後ともグローバルスタンダードを維持する可能性が高いことから、自動化を更に進展させ「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善を図ることを目的に、製造ラインの自動化投資の拡大を資金使途とする新株予約権及び新株予約権付社債の発行による総額約10億円の資金調達を決定いたしました。

\* VCM方式によるAFLは、当社が他社に先駆けて採用したものであり他の方式と比較してシンプルな構造で小さくかつ部品点数も少なく、その結果、壊れにくくかつ低コストであるという強みを持っており、この方式による製造がグローバルスタンダードとして今後も継続するものと考えております。一時期、画素数の小さい機種にはE D o F（Extended Depth of Fieldレンズの形状を工夫することによるソフトウェアによりオートフォーカス化）というソフトウェアによる方式が採用された時期がありましたが、対象物の15cm以下に近づくとオートフォーカスしないため、バーコード読み取りアプリ、名刺読み取りアプリを使う場合には致命的となり、積極的にE D o Fを採用してきたメーカーも今後の機種には採用しないこととなり、VCM方式の優位性は継続することが立証された結果となっております。当社は先行してこの方式を携帯電話・スマートフォンのカメラのオートフォーカスアクチュエータとして採用したため、特許面・製造ノウハウ等で最も有利な立場にあると考えております。

## (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、この第2四半期末で前連結会計年度に比して自己資本比率は6.4ポイント改善しましたが、31.3%と依然低い水準にあることを鑑み、間接金融の余地を増やし、今後の柔軟な資金調達の可能性を残すことを重視し、直接調達の手法によることとして検討いたしました。

今回の資金調達方法である第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に加えて、第三者割当または公募による普通株式発行やライツ・イシュー等までの様々な直接調達の手法について、発行費用、資金調達の確実性（当社の求める金額での調達可否を含む）、既存株主への影響（希薄化の進み具合等）や株式市場に与える影響等の観点から比較検討を行いました。特に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行による調達については、一度に大量の新株を発行しないため既存株主価値の希薄化が低減される点や、転換社債型新株予約権付社債については発行時にまとまった資金調達が実現しかつ新株予約権の行使が進めば社債の償還負担も低減されること等の優位性があると判断いたしました。

このような状況の中、オリックス株式会社から具体的な提案を受け、他社の案と比較検討した結果、調達費用を含む発行条件が相対的に優位であったこと、割当先としての知名度・信用力、及び当社事業に対する理解等の観点から、オリックス株式会社を割当先として決定いたしました。一般論として転換社債型新株予約権付社債は負債の部に計上され自己資本比率を下げるとともに、金利負担が発生するなどのデメリットがありますが、調達する会社にとっては資金調達の確実性から設備投資を間違いなく進められる利点があります。一方、新株予約権については割当予定先にとっては投資効率を高められるメリットがありますが、資金調達の確実性の観点から考えると調達する会社にとっては難があります。オリックス株式会社の当社に対する与信限度額、リスク許容度の観点から発行額に限界があり、新株予約権と組み合わせることで、両社の間で合意を得ることができたことから同時発行としたものであります。

オリックス株式会社は、同社にとっての資金の回収期間といった投資効率等の観点と当社にとっての資金調達の確実性を考慮して、新株予約権と組み合わせた提案を行い、両社の間で合意を得ることができたことから同時発行としたものであります。金額の多寡は別として、新株予約権による調達を含むことは当社にとってより株主価値の向上を強く意識することを意味し、既存株主にとっては他の直接調達よりも相対的に利点があるものと考えたことも、当社がこの資金調達方法を選択した一因であります。

新株予約権との同時発行であることから必要資金全額の調達が約束されたものではありませんが、開発中で成長の期待できる製品を一日も早く市場投入できるようにこれまで以上に努力を進めていけば克服可能であり、新株予約権の行使及び転換に大きな支障は生じにくいと考え、以上のように総合的に検討した結果、今回の資金調達方法である新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行が現時点において最良の方法であるとの結論に至った結果、選択しました。なお、オリックス株式会社からは市場動向にも配慮しつつ株式を市場売却する意向を確認していることから、株式市場に与える影響も限定的であると考えられます。

## (3) 割当予定先を選定した理由

当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、証券会社等複数の候補先と接触を重ねてまいりました。オリックス株式会社については同社が上場企業の第三者割当増資の引き受けを事業として検討するにあたり、当社の取引先より本年の1月に紹介され、次回、資金調達を検討する場合は連絡をいただきたい旨の話をいただいたことに始まります。

こうした複数の候補先との交渉の結果、調達費用を含む発行条件の優位性、割当先としての知名度・信用力及び当社事業に対する理解等の観点から、オリックス株式会社を選定いたしました。また、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本新株予約権の行使により取得する株式についても可能な限り市場動向に配慮しながら売却していく方針であることも重視し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるオリックス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は10,094株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるオリックス株式会社が取得する本新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債及びその行使及び転換により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がないことの表明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるオリックス株式会社より本新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むにあたっての最終決裁が得られ、機関決定が終了していることを確認しております。また同社が提出した平成23年3月期有価証券報告書の個別財務諸表及び平成24年3月期第1四半期報告書により、転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

オリックス株式会社は株式会社東京証券取引所市場第一部他に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認するとともに、オリックスグループのホームページにて、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、会社をあげて毅然とした姿勢で対決することを基本方針としていることを確認しております。

よって、当該割当予定先及びその関係会社更に当該割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)(以下「割当予定先等」といいます。)が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではなく、及び当該割当予定先等が特定団体等と何らの関係をも有していないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるオリックス株式会社は、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を必要とします。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性等を勘案すると共に社債権者が負担することになるクレジット・コスト等を考慮し、総合的に判断しております。また当社は公正を期するために、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価格算定を依頼し、「価格算定報告書」を受領しております。同社は当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

当社は本新株予約権付社債の発行により調達した資金を主力事業であるAFLの製造の自動化投資を行うことにより、当社の企業価値の向上が見込まれること、本社債に新株予約権を付すことにより一定の金利減免効果が享受できること、繰上償還等の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案するとともに、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、算定機関の評価も踏まえて定量的、定性的に十分かつ総合的に検討いたしました。

その結果、本社債の発行価額は各社債の金額100円につき金100円、本新株予約権の発行価額は無償とし、本新株予約権付社債の転換価額は53,360円(ディスカウント率は8.0%)とし、本新株予約権付社債の発行価額は、本新株予約権付社債を発行することによって得られる当社グループの経済的利益に見合うものであり、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員(社外監査役2名)は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定結果および上記取締役会での検討内容及び結果を踏まえ検討し、取締役会と同意見であり、総合的に割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を表明しております。

なお、新株予約権の転換価額の算定方法については、現在形成されている株価が直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると考え、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用することとし、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成23年9月28日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の58,000円を参考として、行使価額を53,360円(ディスカウント率は8.0%)とし割当予定先との協議の結果、合意の上決定いたしました。ディスカウント率については、当初割当予定先より投資収益性等の観点から10%のディスカウントを打診されましたが、当社は既存株主の保護の観点から譲歩を依頼し協議を行った結果、8.0%で合意に至ったものであります。発行決議の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均71,367円に対する乖離率は25.23%、3ヵ月間の終値平均89,297円に対する乖離率は40.24%、6ヵ月間の終値平均106,009円に対する乖離率は49.66%となっております。期間が長くなるほど乖離率も大きくなっていますが、日本株全体が右肩下がり状況にあることに加え、当社が8月10日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を開示し売上・利益の下方修正を実施していることに起因していると考え、直近の株価が当社の株式価値を適正に反映しており、その株価を元に行使価額を決定していることから、本新株予約権の行使価額については適正価額であると判断いたしました。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債及び別件新株予約権総額約10億円の発行により、潜在株式数18,732株(議決権の数18,732個)が発生し最大で希薄化率は24.22%(発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は19.50%)となり、1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。本新株予約権付社債については、交渉の過程でオリックス株式会社より転換価額修正条項の打診がありました。既存株主の保護の観点から協議を行った結果、同条項を付さないことで合意しております。従って、本新株予約権付社債及び別件新株予約権の全部が行使されても希薄化の規模が上記を超えることはありません。更に本新株予約権の全てが行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものでもありません。

本新株予約権付社債及び別件新株予約権の発行は、当社の主力事業であるAFLの競争力強化を目的として、自動化設備の導入に要する資金の確保を目指して行われるもので、既存株主の保有する株式価値を必ずしも毀損するものではないと考えております。よって、本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理性を有していると考えます。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
白木 学	神奈川県大和市	22,950	29.67%	22,950	23.89%
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1			18,732	19.50%
株式会社シンクテック	神奈川県大和市中央林間3-28-22	11,070	14.31%	11,070	11.52%
株式会社シンクテック・インベストメント	神奈川県大和市中央林間6-5-4-605	4,522	5.85%	4,522	4.71%
白木 秀子	神奈川県大和市	2,127	2.75%	2,127	2.21%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	898	1.16%	898	0.93%
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-12	320	0.41%	320	0.33%
野田 幹雄	神奈川県厚木市	300	0.39%	300	0.31%
シコー従業員持株会	神奈川県大和市中央林間西3-9-6	271	0.35%	271	0.28%
芳賀 俊郎	千葉県千葉市美浜区	259	0.33%	259	0.27%
計		42,717	55.23%	61,449	63.96%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 募集前の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数の割合は、平成23年6月30日現在のものです。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年6月30日現在の発行済株式総数に、オリックス株式会社に割当てる新株予約権付社債の転換目的である株式の総数10,094株及び別件新株予約権の目的株式数8,638株を合わせた18,732株に係る議決権個数18,732個を加えて算定しております。上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先であるオリックス株式会社の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】  
該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**  
該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第26期）及び四半期報告書（第27期第2 四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年9月29日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年9月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年9月29日）現在において当社グループが判断したものであります。

### 4 [ 事業等のリスク ]

< 前略 >

～ 略

#### 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成23年9月29日開催の当社取締役会において、オリックス株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は77,342個（直前の基準日である平成23年6月30日現在の株主名簿を基にして計算しております。）であり、今回、第三者割当により同社に割当てたる新株予約権の目的である株式の総数18,732株に係る議決権数は18,732個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は24.22%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は19.50%）となり、相応の株式価値の希薄化につながることにあります。

しかしながら、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債による資金調達は当社グループの主力製品の一つである「AFL」の競争力強化による業績の改善、行使及び転換が行われることによる自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を進めていくものであり、中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であると判断しております。

大株主としての経営権について

平成23年9月29日開催の当社取締役会において、オリックス株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の19.50%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

資金調達に関わるリスク

当社は平成23年9月29日開催の当社取締役会において、当社グループの主力製品の一つである「AFL」の業績の改善目的として、製造ラインの自動化資金を資金使途とするオリックス株式会社を割当予定先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善に支障をきたす可能性があります。また、同様に転換社債型新株予約権付社債についても転換価額が市場価額を上回っている状況においては、償還期限に償還資金が必要となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

-

-

知的財産権について

&lt; 略 &gt;

シンジケート・ローンについて

&lt; 略 &gt;

## 2. 臨時報告書の提出

## 1 提出理由

当社は平成23年3月25日開催の第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成23年3月29日提出の臨時報告書)

## 2 報告内容

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本準備金を1,888,129,486円減少し、減少後の資本準備金を1,317,402,195円とし、繰越利益剰余金を1,888,129,486円増加し、0円とする。

効力発生日 平成23年3月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業の拡大並びに今後の事業展開に備えて、会社の目的を追加する。

## 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として野田幹雄、白木学、岸透、田中彰、浅川聡、平野紀光、田村稔郎を選任する。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として馬場錬成、涌井謙一を選任する。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として太田徳也を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議結果 (賛成率)
第1号議案	45,286個	180個	0個	注1	可決(99.60%)
第2号議案	45,304個	162個	0個	注2	可決(99.64%)
第3号議案				注3	
野田 幹雄	45,260個	206個	0個		可決(99.54%)
白木 学	45,262個	204個	0個		可決(99.55%)
岸 透	45,262個	204個	0個		可決(99.55%)
田中 彰	45,262個	204個	0個		可決(99.55%)
浅川 聰	45,262個	204個	0個		可決(99.55%)
平野 紀光	45,262個	204個	0個		可決(99.55%)
田村 稔郎	45,257個	209個	0個		可決(99.54%)
第4号議案				注3	
馬場 錬成	45,280個	195個	0個		可決(99.57%)
涌井 謙一	45,297個	178個	0個		可決(99.60%)
第5号議案	45,282個	184個	0個	注1	可決(99.59%)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 1 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び、当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び、当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否を確認できたものを合計することにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第26期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年9月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期 第2四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第27期 第2四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年9月27日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。



**第六部【特別情報】**

**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原	豊	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田	剛	印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1) たな卸資産（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。」
- 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2) 有形固定資産（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シコー株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原	豊	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田	剛	印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年1月5日から平成23年3月25日までの間に第7回新株予約権の一部の権利行使を受けている。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年11月18日開催の取締役会において第三者割当による新株発行（現物出資）を決議し、平成23年1月14日に払込手続を完了した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成23年3月25日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について承認されている。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シコー株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シコー株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 「重要な会計方針3．たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
- 「重要な会計方針4．固定資産の減価償却の方法（1）有形固定資産（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原	豊	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田	剛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年1月5日から平成23年3月25日までの間に第7回新株予約権の一部の権利行使を受けている。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年11月18日開催の取締役会において第三者割当による新株発行（現物出資）を決議し、平成23年1月14日に払込手続を完了した。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成23年3月25日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

シコー株式会社  
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月29日開催の取締役会において公募(一般募集)による新株式発行を決議し、平成22年7月20日に払込が完了しております。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

シコー株式会社  
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原 豊 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。